

とめ 法人会 NEWS

令和4年8月22日発行

第101号

石越町・海上連親水公園

昨夏、たまたま通りかかった道路脇に湖面全体がはすで覆われ、たくさんのはすの花が咲いている風景に魅了されました。

目次

- P. 1 石越町・海上連親水公園
- P. 2~3 法人会トピックス、会員企業リレー
- P. 4~5 4月から完全義務化されたパワハラ防止対策
- P. 6 佐沼税務署人事異動、お知らせ
- P. 7 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 8 法人会トピックス

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税の申告を
するとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

法人会が「デジタルキャラクター」です。

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

法人会トピックス

第十回定時総会終了

公益事業を柱に令和四年度事業をスタート!

令和四年度の定時総会を、去る六月八日、「ホテルサンシャイン佐沼」を会場に開催。

総会には、会員三〇二社が出席して開会した後、令和三年度会員増強目標達成二支部の表彰が行われ、議案の審議に入りました。

提案された議案は、「令和三年度事業報告・収支決算承認の件」一議案と報告事項二件で、全て原案通り可決

定されました。

令和四年度事業では、「公益事業の拡大と積極的な取組み」「納税意識の高揚と税制への提言活動」「組織拡大と支部・部会活動の活性化」「社団化四〇周年事業の開催」の四つを重点実施事項に掲げ、経営支援事業の研修会等の開催に加え、市民ふれあいコンサート、記念講演会といった公益事業を積極的に行っていくことと致しました。



定時総会風景



祝辞
宮城県税事務所
三浦所長

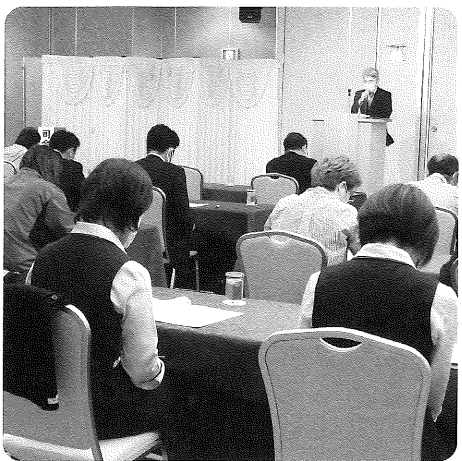


祝辞
佐沼税務署長
代理 磯谷統括官

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

佐沼支部 インボイス制度を学ぶ!

去る5月25日、佐沼税務署 法人課税部門の磯谷善明統括官を講師に税務研修会を開催。インボイス制度について学びました。適格請求書発行事業者になるには、令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要があることや適格請求書の記載例等についてご説明いただきました。

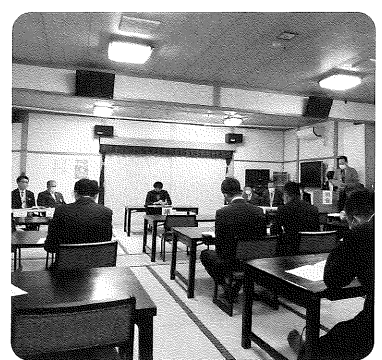


青年部会・女性部会 令和4年度通常総会終了!

青年部会では5月19日、中田町の割烹くまがいに於いて開催。

総会には、会員31名が出席し第1号議案 令和3年度事業報告・収支決算など2議案が提出され、全て原案通り可決決定されました。

総会終了後には、定年退会者の慰労と部会員の親睦を深めるための交流会を行いました。



女性部会では5月20日、サンシャイン佐沼を会場に開催。

総会には、会員23名が出席し2議案について審議。決算について意見がだされ、令和4年度について前向きに改善していくこととし可決承認されました。

総会終了後に予定していた部会員交流会は、新型コロナウイルス感染拡大を懸念し中止としました。



法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

「便利な世の中へ 挑み続けます！」



《中田支部》
シンワ電装 株式会社
取締役社長 蛭田 隆生 氏

「自分たちだからできる」を信念に、多様化する皆様のご要望にお応えしたい」と話す、シンワ電装株式会社様を訪問しました。

表面実装、はんだ付け、組立、梱包、発送まで一貫生産を行っている登米市内では数少ない企業で、自動車用リモートエンジンスタターなども当社の製品。源流主義に則り真の原因を見つけ出し問題解決に努めている。製造時に発見した改善点をクライアントにフィードバックするなど提案活動も積極的に行っている。

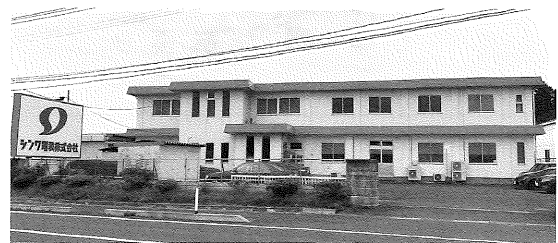
シンワ電装(株)は、父である蛭田宗生氏が1982年、中田町上沼において自動車のヘッドランプの加工・組立で創業。現社長は、東京エレクトロンF E(株)に就職した後、2000年から同社へ入社、2019年に社長に就任をしている。

創業以来、世の中の進化に合わせて設備投資等も行い、最新の設備と熟練した組立・検査スタッフによって、お客様に信頼していただける製品を提供している。今後さらに需要が増えるであろう半導体ビジネスにも注力し

ていきたい。また、多品種少量生産に対応できるよう、社員教育にも取組みたい。それ以外にも、地域の製造業を営む方々と情報交換を行える環境を作ればと考えている

今後ますますデジタル化が進み、便利な世の中になっていく中で、自分たちが活躍できるフィールドを探し、進化と挑戦を続けていきたい、とお話しくささいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



正しい節税スキルを身につける！ 節税対策セミナー開催

5月16日、サンシャイン佐沼を会場に開催。税理士法人トリプル・ウィン顧問で税理士・行政書士の星叡氏を講師にお招きし約2時間ご説明いただきました。会社の更なる発展と経営強化のためには、正しい税金の知識を身につけ、節税に活用する。納税は国民の義務ですが、合法的な節税は国民の権利ですと話し、主な節税ポイントについて詳しく説明。受講者も、熱心に聞き入っていました。



女性部会 第16回パークゴルフ大会

去る6月21日に第16回女性部会パークゴルフ大会が加護坊パークゴルフ場を会場に開催されました。

暑さとの闘いでもありましたが、参加者の皆さんの元気のよいプレーがたくさん見られる大会でした。

結果は次の通り。(敬称略)

- ◇優勝 高田 貞子 (株)高田商店
- ◇準優勝 小野寺利子 (有)小野寺重機
- ◇第3位 鈴木さき子 (株)鈴亀建設

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

パワーハラ への 実務対応

4月から
完全義務化
された

特定社会保険労務士 小島信一

増加する ハラスメント相談

ハラスメントには、セクシュアルハラスメント、マタニティー・ハラスメント、パワーハラスメント等さまざまな種類がありますが、根底にあるのは人間関係の難しさであり、価値観の相違についての理解不足です。近年ではコンプライアンスが重視され、SDGsといった価値観も尊重され、人手不足も相まって、今ま

で隠れていたハラスメント問題が表面化されるようになっていきます。

つまり、働く人が声を上げやすい環境といえます。

また、ハラスメントに該当するか否かの基準も厳格化してきています。

都道府県労働局等に設置している総合労働相談コーナーに寄せられる「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は年々増加し、平成24年度には相談内容の中でトップとなり、引き続き増加傾向にあります。

改正された 労働施策総合推進法

職場でハラスメントがひとたび起きてしまうと、優秀な社員が退職したり、職場環境が悪くなることで能力率が下がることが懸念されます。

ハラスメントの撲滅は難しい課題ですが、企業としては少なくとも、改正法へ対応していくことでハラスメントの抑制に努めることが重要です。

2019年の第198回通常国会において「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、これにより「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（以下「労働施策総合推進法」という。）が改正され、職場におけるパワーハラメント防止対策が事業主に義務付けられました。

ただし、大企業先行で中小企業は適用を猶予されていましたが、本年4月から完全施行となっています。

労働施策総合推進法（抄） （雇用管理上の措置等）

第30条の2 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために

必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない

パワーハラの定義

改正法第30条の2には、パワーハラの定義が示されています。

つまり、パワーハラメントは、職場において行われる……

- ① 優越的な関係を背景とした言動であつて、
 - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
 - ③ 労働者の就業環境が害されるもの
- であり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

そのため、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラメントには該当しません。もう少し具体的に見ていきましょう。

① 「優越的な関係を背景とした」言動とは

業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者とされる者（以下「行為者」という。）に対して抵抗や拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものを指します。

【例】

- ・ 職務上の地位が上位の者による言動
- ・ 同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの
- ・ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの

② 「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」言動とは

社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないものを指します。

【例】

- ・ 業務上明らかに必要性のない言動・業務の目的を大きく逸脱した言動
- ・ 業務を遂行するための手段として不適当な言動
- ・ 当該行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動

この判断に当たっては、さまざまな要素（当該言動の目的、当該言動を受けた労働者の問題行動の有無や内容・程度を含む当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、行為者の関係性等）を総合的に考慮することが適当です。

その際には、個別の事案における労働者の行動が問題となる場合は、その内容・程度とそれに対する指導の態様等の相対的な関係性が重要な要素となることについても留意が必要です。なお、労働者に問題行動があつた場合であっても、人格を否定するような言動など業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動がなされれば、当然、職場におけるパワーハラスメントに当たり得ます。

③ 「就業環境が害される」とは

当該言動により、労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、就業環境が不快なものとなつたために能力の発揮に重大な悪影響が生じる等の当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指します。

この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」すなわち、「同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうか」

を基準とすることが適当です。なお、言動の頻度や継続性は考慮されますが、強い身体的又は精神的苦痛を与える態様の言動の場合には、1回でも就業環境を害する場合があります。

このように、パワーハラは定義づけができませんが、具体的な職場では判断に迷うことが多々あります。注意すべきは、セクハラと異なり、「言動を受けた者が不快になるかどうか」は判断基準にはありません。業務上必要な注意をすれば、相手は不快になるかも知れませんが、これはパワーハラになりません。

よく「注意もできなくなつた」という上司がいます。が、パワーハラにならないよう注意は可能です。



事業主が行うべきこと(義務)

職場におけるパワーハラスメントを防止するために、事業主が雇用管理上講ずべき措置として、主に以下の措置が厚生労働大臣の指針

に定められています。

事業主は、これらの措置について必ず講じなければなりません。なお、派遣労働者に対しては、派遣元のみならず、派遣先事業主も措置を講じなければならぬことにご注意ください。

- 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

● 職場におけるハラメントへの事後の迅速かつ適切な対応

- 併せて講ずべき措置(ブライバシー保護、不利益取扱いの禁止等)

紙幅の都合もあるため、これらのうち、「相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」について述べます。

ここでの義務は「体制づくり」です。よく形から入る、といいますがまさにそれです。まずは、会社の方針として「ハラメントは許さない」と明言します。ポスターやチラシを作るのも一法です。

なお、就業規則の服務規律欄にも、「ハラメントの禁止条項」を規定しましょう。そして、その規律違反者に対して明確に「懲戒する」規定を入れて下さい。

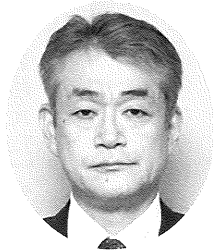
次は、相談窓口を設置します。中小企業の場合で情報漏洩が心配な場合は、外部の窓口(弁護士事務所など)も検討します。ここま

でが最低限行うことです。あとは、ハラメントについて周知、教育を行う、相談しやすい体制を工夫するなど実務上のPDCAを回してよりよいものにしていきます。

多くの会社を見て感じるのですが、風通しの良い会社はハラメント等の悪い情報が早く経営層に上がってくるため、迅速に事態收拾が図れます。

ところが隠し事が多かり、同調圧力の強い風土の職場は問題が深刻化する傾向にあります。社内の風通しをよくすることで他の面でも奏功しますので社内

の組織風土もチェックしてみてください。



『着任のごあいさつ』

佐沼税務署長 **高津 一昭**

本年の人事異動で佐沼税務署長を拝命し、この度着任しました高津でございます。

先月の大雨や新型コロナウイルスの影響を受けられた皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

登米法人会及び会員の皆様方には、租税教室への講師派遣やスマートフォンを活用した申告を含むe-Taxの普及定着など、税務行政全般につきまして、多大なる御支援と御協力を賜っていると長南前署長から伺い、大変心強く感じております。

また、事業者登録に代表される消費税インボイス制度への対応など、税務行政を取り巻く環境が変化する中、税務署の任務であります「適正かつ公平な課税と徴収の実現」に向けて、一つ一つの課題を乗り越えてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

佐沼税務署 幹部人事異動

(R4. 7. 10付：敬称略)

【転入】

▷署長 たか つ かず あき 高津 一昭 (柏税務署特別国税調査官<資産税>)

【転出】

▷仙台国税局主任税務相談官 ちよう なん かず あき 長南 和明 (署長)

国税庁ホームページ

「電子帳簿等保存制度の特設サイト」 公開中!

個人事業者・法人の皆さまへ

請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。

令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません(事前申請等は不要)が、令和6年からは保存要件に従って電子データの保存が行えるよう、必要な準備をお願いします。

税務研修会開催のお知らせ

登米法人会では、税務知識の取得を図るため、下記の通り、税務研修会を開催致します。受講は無料です。奮ってご参加ください。

☆日 時 令和4年9月14日(水)
午後3時～午後5時

☆会 場 ホテルサンシャイン佐沼

☆研 修

「相続税のはなし」

佐沼税務署長 高津 一昭氏

「改正電子帳簿保存法」

「キャッシュレス納付」

同法人課税部門

統括国税調査官 磯谷 善明氏

☆申込み 受講希望の方は、登米法人会まで
TEL：22-6617

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度について

新型コロナウイルス感染症等の影響により、県税を一時に納付することができない場合で、一定の要件に該当する方に対する猶予制度があります。

徴収の猶予

◇新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、所轄の県税事務所に御相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) 御本人又は御家族が病気にかかった場合

納税者御本人又は生計を同じにする御家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

◇上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、所轄の県税事務所に御相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

※eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>)をご覧ください。

申請手続き等

・県ウェブサイトより「申請書」等をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、所轄の県税事務所へ郵送などにより提出してください。

○県ウェブサイト

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/choushuuyuuuyo.html>

※申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、非対面方式の納付方法を御検討ください。
くわしくは、宮城県総務部税務課のホームページを御確認願います。
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/kennzei-nouhu.html>)

登米法人会 社団化40周年記念事業

記念講演会・式典・祝賀会を挙げる！

昭和57年6月に「社団法人登米郡法人会」が発足し、今年度、40年の節目の年を迎えました。登米法人会では、昨年より実行委員会を立ち上げ準備を進め、去る6月8日、サンシャイン佐沼を会場に開催。感染対策を講じ、多くの方々にご参加いただきました。

記念講演会



講師：
tbcAz(株)
代表取締役社長
藤沢 智子 氏

演題：
「話す・伝える・
相手に寄り添う」



式辞を述べる工藤会長



顕彰状受彰の方々



講演会司会
田口委員長



式典司会
大畑委員



祝賀会司会
伊藤委員長



祝賀会オープニング
佐藤皖山・将山親子

記念事業

登米市へ市内学校
健診の充実を図る
ため、「オーデオ
メータ（聴力検査
機器）」3台を寄贈



社会貢献事業

第十二回市民ふれあいコンサートを開催！

登米法人会では、七月八日、登米
祝祭劇場を会場に3年ぶりとなる
「市民ふれあいコンサート」を開催。
今回は、航空自衛隊浜松基地から
中部航空音楽隊の協力を頂いて開催
致しました。

コンサートは、二部構成で行われ、
クラシック音楽から聞き覚えのある
曲まで全十曲を披露いただき、素晴
らしい演奏に来場者は魅了されまし
た。



伊藤女性副会長から隊長へ
花束贈呈



主催者挨拶
工藤会長



入口で検温と
手指消毒